

別紙6

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

| 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 により随意契約をすることができる場合 | 今回の契約が左に該当すること等の説明 |
|---|---|
| <p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> | <p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>本工事は、一般県道深坂大野線の揖斐川町谷汲大洞及び大野町野地内において、降雨により土砂が流出したため、早急に土砂除去する応急本工事である。</p> <p>本路線は、揖斐川町谷汲深坂と大野町野を結ぶ生活道路であるが、現在揖斐川町谷汲大洞～大野町野の区間で通行止となっている。本路線沿線には、野村山展望台などの施設があるが、本路線以外う回路がないため、応急本工事を実施して早急に通行確保を行いたい。</p> <p>以上のことから、緊急性を要する工事であるため、他の入札方式を履行する時間的な余裕はない。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>揖斐土木事務所と（一社）揖斐建設業協会とで締結されている災害時応援協定に基づく応援要請に対して、揖斐建設業協会から指定された業者であること、および緊急工事に必要な技術、作業能力を備え、現場近くに所在し、現場状況に精通している業者であることから、(株)高田組を選定することにした。</p> |

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。